

## 鹿屋体育大学障がい学生支援連絡会議要項

平成28年 1月21日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

第1 この要項は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に在籍又は在籍する見込みの障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）について、全学的な連絡調整を行うために置く障がい学生支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関する必要な事項について定める。

### (業務)

第2 連絡会議は、障がい学生の円滑かつ良好な修学・学生生活への支援に必要な全学的な連絡調整を行う。

2 連絡会議は、前項の連絡調整について、本学障がい学生支援室と連絡を密にして行う。

### (組織)

第3 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 障がい学生支援室室長
- (2) 副学長（教育研究企画担当）
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 教務委員会副委員長
- (5) 入試委員会副委員長
- (6) 学生委員会副委員長
- (7) 財務・施設環境委員会副委員長
- (8) 教務課長
- (9) 学生課長
- (10) その他学長が必要と認めた者

2 連絡会議の議長は、障がい学生支援室室長をもって充てる。

3 議長は、連絡会議を招集し、議長に事故があるときは、前もって議長が第1項に定める構成員のうちから定めた者がその職務を代行する。

### (意見の聴取)

第4 議長は、必要と認めたときは、連絡会議に構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

### (秘密の保持)

第5 障がい学生への支援に関わる者は、知り得た秘密を、職務上必要な場合を除き他に漏らしてはならない。

### (事務)

第6 連絡会議に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。